

7. 金澤屋と海産物商人～萬屋・伊豆屋・石福

『日本全國商工人名録』（白崎五郎七編集・明治25年）の東京市に「和洋製革問屋・日本橋区水石町十軒店・横浜支店 ヤマ万 辻孝助」とあり、横浜支店があるので横浜市を見ると「海産乾物藥種人参 賣込商并舶來製革類取引商 辨天通二ノ三十四 ヤマ万 萬屋辻孝助」とある。

平野家文書には、横浜を拠点とする海産物商人辻孝助に関わる書簡や証書が20数通あり、金澤屋の海産物取引を知るうえで極めて重要な商人である。全体からの文書の読み取りが不十分な状況で、今後の調査研究に努めていきたいと思っている。

辻孝助との書簡の古いものは、清三郎より辻孝助宛の1883（明治16）年7月14日付「送り状」【C6】である。「…房州館山房州丸積東京靈巖島同社揚ケ同新橋鉄道ニ而榎勝殿ツキ 横浜弁天通式丁目 辻孝助殿行」となっており、横浜直送ではなく東京へ送った後に鉄道で輸送したとある。

1887（明治20）年の証書が5通ある。辻孝助より金沢屋宛の5月付「乾鮑代金支払覚」【D43】「第七拾号 記 一、乾鮑 貳箱 百斤卅円也 此百七拾貳斤八分七厘（約104kg） 代金五拾壹円八十六錢壹厘 内、貳円七錢四厘 南京口せん店売込口せん 内、四拾九錢 運賃 車力 引メ金四拾九円廿九錢七厘 右ノ通御渡候也…」と、その時の乾鮑相場は100斤（60kg）30円であるが、統計上の乾鮑相場では25円とあるので、品質が良かったのではないか。ここに記載されている「南京口せん」「店売込口せん」とは委託販売手数料で清国商館に1%、売込問屋に3%、そして「運賃車力」の運搬料が1%程度を合わせると代金の約5%が引かれる。

当時の取引システムがわかる証書がある。明治20年6月の清三郎より辻孝助宛の「干鮑前金借用之証」【D45】「金円借用之証 一、金壹百円也 但シ干鮑前金 右金額、今般拙者都合ニ依リ、貴殿より借用申処確實也、然ル上者、前記之品製造出来次第、現品ヲ以テ速ニ返納可致、為後証借用証依而如件…」とあって、「金壹百円也 但シ干鮑前金」から前貸金によって製造の運転資金にしているとわかる。それは辻孝助より小谷清三郎宛の6月付「乾鮑代金支払覚」【D46】で「第九拾壹号一 記一、乾鮑 四函 正ミ 三百六拾七斤九分（約221kg） 価金百拾壹円拾貳錢六厘 内、四円四拾四錢四厘四分 南京口せん并店口せん 内、壹円拾八錢 運ちん車力 引メ金百五円四拾八錢貳厘 此月二日内、金百円御渡し申候、右之通御受被下候也…」とあり、「金百円御渡し申候」によって借用を差引しているとわかる。なお、相場は100斤（60kg）30円である。

また、明治20年7月、辻より金沢屋宛の「乾鮑代金支払証」【D55】「第百七拾九号 記 一、干鮑 八個 此八百七斤一分（約484kg） 代金貳百六拾四円三拾貳錢五厘 内拾円五拾七錢三厘 南京口せん我店手数料 内貳円八錢 運賃車力 引メ金貳百五拾壹円六拾七錢貳厘 右之通金円御渡し候也…」と、相場は100斤（60kg）33円であるが、同じ月には、辻孝助代同卯平から清三郎宛ての明治20年7月5日付「干鮑代金支払覚」【D44】によると「記 一、干鮑 六俵 正ミ 百四貫九百匁 此 六百五拾五斤六分貳厘五（約393kg） 百斤 金貳拾七円五十錢かへ 代金 百八拾円貳十九錢七厘 右之通代金正ニ相渡シ申上候也…」と、相場は100斤（60kg）27円に下落している。

1889（明治22）年頃からの証書には、辻孝助の代理として高橋又平という人物がでてくる。辻孝助代高橋又平より受取人不詳の明治22年付「乾鮑買入代金支払覚」【D77】「記 一、乾鮑 九十貳貫九百文 五百八拾斤六分貳厘五七 置かへ 代金 貳百九円貳錢五厘 右之通り買入代■■ 御渡申候也…」と、相場は100斤（60kg）36円になっている。

辻孝助代高橋又衛から小谷清三郎宛ての4月27日付「乾鮑代価引渡証」【D32】では「記 一、金 四拾円五十壹錢貳厘 乾鮑 百十五斤七分五厘（約70kg） 百斤 卅五かへ 一、四月廿七日 金七拾四円三十七錢五厘 同 貳百十二斤五分（約128kg） 〆三百廿八斤貳分五厘（約197kg） 百十四円

八十八錢七厘 右之代価、正ニ御渡申候也…」とあり、相場は100斤(60kg) 35円である。

辻孝助との取引から1891(明治24)年頃、金澤屋が乾鮑製造でどう稼働していたかを推察したい。この年5月の前貸金の総計が3百円を超えていることが、辻孝助代高橋又兵衛から清三郎宛ての6月3日付「立替金等勘定覚」【D59】でわかる。「覚 一、五月十九日 金拾九円四拾九錢九厘 一、同 百円也 一、五月廿五日 同 七拾円也 一、同 四円也跡送りうし のちニ立替 五月卅一日 同、同 五拾円也 一、六月二日 同 百円也金井氏江返済分 〆金三百四拾三円四十九錢九厘 右之内 五月廿五日 金百九円ト拾五錢 貳百九十二斤(約175kg) 五月卅日 金六拾九円ト四十錢 百七十三斤五分(約104kg) 差引金百六拾四円九十四錢九厘 かし 右之通り勘定致置候也…」と、この小谷清三郎への立替金、いわゆる前貸金としてはかなり高額になっている。

翌月には代金百円を超えて乾鮑を納めている。辻孝助代高橋又平から清三郎宛ての6月14日付「乾鮑代金支払覚」【D81】「記 一、乾鮑 貳百八拾一斤五分六厘(約169kg) ■(符丁) 代金百拾八円廿五錢五厘 外ニ四十錢館山船ちんさゝいとも

四十八錢 東京迄船ちん 〆右之通り御座候也…」。相場は100斤(60kg) 35円であり、この年の統計上の相場が32円とあるので、辻商店は金澤屋が製造した高品質の乾鮑を高値で取引できたのではないかと推察する。

明治24年では8月の相場が100斤(60kg) 44円とかなり高値になっている。辻孝助より清三郎宛の8月12日付「干鮑三箱売上証」【D36】「卯 第三百廿七号 記 一、干鮑 三箱 和 正味 貳百八拾七斤四分(約172kg) 代 百貳拾六円四拾五錢六厘 内 五円〇五錢八厘 南京及下店手数 内 五拾九錢貳厘 運賃持込賃等 引金 壹百貳拾円八拾錢六厘 右之通御座候也…」と約287斤(約172kg)を納入している。

だが、9月には乾鮑相場が100斤(60kg) 40円に下がって、乱高下している。3日に辻孝助より小谷清三郎宛の9月3日付「明鮑三箱売上証」【D37】「卯 第三六三号 記 一、明鮑 三箱 和(カ) 正味 三百拾六斤七分貳厘(約190kg) 代 百貳拾六円六拾八錢八厘 内五円〇六錢七厘 南京及下店手数 内六拾錢七厘運賃持込賃等 引金 百貳拾壹円〇壹錢四厘 右之通御座候也…」と約316斤(190kg)を納入し、12日後の15日にも辻孝助より清三郎宛の9月15日付「明鮑三箱売上証」【D38】「卯 第四〇三号 記 一、明鮑 三箱 和(カ) 正味 貳百八十四斤貳分三厘(約171kg) 代 百拾參円六拾九錢貳厘 内四円五十四錢七厘 南京及下店手数 内五十四錢九厘運賃持込賃等 引金壹百〇八円五十九錢六厘 右之通御座候也…」と、相場は100斤(60kg) 40円であり、約284斤(171kg)納入している。ここから金澤屋は海産物商辻孝助を通じて1回2百数十斤(170kg)前後、月2、3回にわたって横浜から清国貿易での乾鮑輸出に関わっていたのではないかと推察される。

明治25年に入って証書の受取人が仲治郎になっているものが多くなる。辻孝助より仲治郎宛の24日付「売込仕切金支払証」【D58】「記 □(一)、七円三拾八錢一厘 乙 三百五拾七号 売込仕切 一、四拾三円八拾錢四厘 乙 三百五拾九号 同断 〆五拾壹円拾八錢五厘 右之通り御座候也…」と、8月の支払いとしては少なくなっている。同じく8月に辻孝助より仲治郎宛の8月29日付「灰鮑代金支払証」【D57】「記 一、小灰鮑 三拾六斤(21.6kg) 此金 五円四拾錢 右之通り代金相渡候也…」や、辻孝助より仲治郎宛の8月29日付「明鮑灰鮑売込書」【D28】「乙 第三七〇號 賣込書 明鮑1個 七十四斤七分(約44.8kg) メ子 三三円六十一錢五厘 灰鮑1個ノ内 四十六斤一分二分(約27.7kg) 川メ 一五円六十八錢 小以四九円二十九錢五厘 内商館看貫料四十錢 当店手数料一円四十錢 運賃及引込車力賃二十六錢一厘 差引金四拾七円〇六錢二り 右之通御座候也…」と、相場が100斤(60kg) 45円と高値であるが、乾鮑納入は約120斤(約72kg)と前年度の9月頃から大きく減じている。

9月19日の証書では辻孝助より仲治郎宛の「明鮑灰鮑売込書」【D29】「乙 第四〇〇號 賣込書 明鮑 1個 十四斤九分四厘（9kg）メ子六円七十二銭三厘 灰鮑1個ノ内 十九斤六分（11.8kg）川メ 六円七十六銭二厘 小以一三円四十八銭五厘 内商館看貫料十三銭四厘 当手数数料四十銭四厘 運賃及引込車力賃十三銭〇厘 差引金拾貳円八十壹銭七厘 右之通御座候也…」と相場は引続き 100斤（60kg）45円と高値だが、乾鮑の量が35斤（約21kg）と極端に少ない数量である。10月になっても辻孝助代高橋又衛より清三郎宛の10月21日付「乾鮑代金支払証」【D56】「覚 一、乾鮑 五十七斤五分（34.5kg）此金貳十円廿銭八厘 右之通代金相渡候也…」と、相場100斤（60kg）35円と大きく下落しているだけでなく、金澤屋の乾鮑数量も57斤（34.5kg）と大きく低下している。

その数量が激減している理由を推察すると、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治29年）にある「あわび研究第二報」の報告には、明治28年10月に根本の森精吉郎らが「焼ケ磯又焼ケ根」によって鮑が激減しているのを、千葉県当局に特別に採鮑期間を延期してほしいとの要望書を出している。その際に根本の鮑漁業に関して明治24～28年の簡単な統計表を出している。明治25年の数量が激減している折れ線グラフになっているので、金澤屋は生産量が大幅に減ったのではないかと思われる。

次に伊豆屋との取引について紹介する。伊豆屋は『横浜姓名録』（明治31年）の海産乾物賣込商の項に「伊豆屋伊東濱吉 常盤町五丁目八〇」とある。1889（明治22）年の伊豆屋代小松宗助より清三郎宛での6月28日付「仕切書」【D23】は鮑貝殻代金支払証であるが、「仕切書 一、鮑貝売（殻）五十俵 正■五千六百七拾三斤七分五厘（約3,404kg） 百斤ニ付三円四十替 代金百九十貳円九十銭七厘五毛 内金五十円也 本年二月中浜吉殿渡し金 引メ金百四十貳円九十銭七厘五毛 右之通り正ニ相済、此上出入無之候也…」と、貝殻3.4t相場は100斤（60kg）で3円40銭で、取引金額は約192円と大きい。伊豆屋が50俵を扱った手数料や運賃などを仕切書に記載していないのは、貝殻の扱いが乾鮑とは違って直接の取引であったからではないか。

1892（明治25）年の伊豆屋浜吉から源之助宛での7月31日付書簡【11】には、「…今般御送り被下候干鮑、折悪ク曲ニ日々ニ致ス品無之、依テ右丈ヶ売込候処、右仕切書ノ通り御座候間、右御承知被下度候、干鮑ノ儀明鮑多少も有之ば、五十貳三円位ニも正々売込心得、灰鮑ノ儀モ半バテ無クバ、三十八九円ニも売込心得ニ有候得共、何分半バニテ干モ少々悪ク、右品ニテ堅干ニ比らべ、四十五円ニも正々売込（候カ）、右持候次第ニ有候間、悪ズ御承知被下度候、干鮑ノ儀も両持共、相成リ丈多ク願上候、金円ノ儀も何れ共可致候□（欠損）相成リ丈多ク製造被成下度…」と、多分佐渡や越後粟島での源之助との取引に関わる内容と思われる。同じ時期と思われる源之助から清三郎宛での14日付書簡【152】に「…去ル五日、小松氏当地へ参る積りニ候間、其心意ニテ居候処、漸く昨夜参り候次第ニテ□□□（欠損）御推考之通り、次（欠損）差支候間、荷物も買取□□□（欠損）も有之候、就ては右商業之儀、伊豆屋とは如何様ニ致シ宜敷候哉、下拙ニも計らへ…」と書かれ、「小松氏当地に参る積り」とか、「伊豆屋とは如何様ニ致シ宜敷」とあるので、金澤屋と伊豆屋の商取引には小松宗助が関わっていた。年月日未詳で差出受取人不詳の書簡【182】にも、「…只今伊豆屋どの御出ニテ御話しニハ、沼津宿方由（肉カ）ノ極堅干入荷ニ相成リ、今日御売込ニ相成候処…伊豆屋殿資本金ノ義、十分ト申訳もなく候処へ、房州ニテ先月中御買入ニ相成候貝売（殻）ノ義、今夕御地積出しニ相成リ不申候…尤も小松氏御出ニテ、御心配トハ存居り候…伊豆屋殿被申候ニハ、小松氏房州へ参りて方一度書面ヲ被遣タルマヽニ…小松氏トノ商法ノ義、如何致してよろしきヤトノ事ニ候得ども、私ニても小松氏トハ其後面談不仕候…」とある。受取証書【D96】には、「… [] 千四百廿一斤八七匁（約853kg） [] 八円三十四銭五厘 [] り正ニ相渡 [] 之候也、 [] 廿

四日 伊豆屋代小松宗助 金沢屋様」とあり、小松宗助が伊豆屋代理として働いていた。

そして、石福店から来た書簡が1通ある。この石福店とは『日本全国商工人名録』（白崎五郎七編集・明治25年）に掲載された「海産乾物賣込商 元濱町一ノ一 石炭屋 渡邊福三郎」の経営する店である。渡邊福三郎は、東京・日本橋の海産物商明石家8代目渡邊治右衛門の三男として生まれた。明石屋横浜店がつくられると石炭や海産物、生糸などを扱い福三郎が店主になり、その後横浜・石炭屋石福商店（明「石」屋 渡邊「福」三郎から「石福」名）として独立し、外国船の石炭や輸入用の海産物を扱い明治20年頃には石福商店を合名会社として事業拡大していった。清三郎宛の3月6日付書簡【154】は石福店から注文した乾鮑が未着であるとのことで、「…其際被仰聞候干鮑御荷物、未ニ着致不申間、此段伺申上候、尤も当節日々雨天続故、延着とも存候、乍併此程萬幸様参り申、若哉貴店様之御荷物ニ而有之間敷哉、是迄御取引之事故、皆々下店御出荷も御不都合ニ候ハ、何卒半高ニ而も、以来御出荷之程偏ニ奉希上候、直段者一際出精致候間…当今相庭、大津とのニ而三十七匁内外、洋銀支七十七匁五六分■■■も気配よろしく候、貴地品も干方宜品者、随分上直段参り可申哉と見込申候、御出来之分早く御送り之程…」とある。